

鎌ヶ谷市規則第14号

鎌ヶ谷市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌ヶ谷市犯罪被害者等支援条例（令和5年鎌ヶ谷市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の対象者)

第2条 条例第9条に規定する被害者は、警察署長に被害届を提出していること等により犯罪行為による害を被ったことが確認できる者とする。

(見舞金を支給しない場合)

第3条 条例第12条の規定により見舞金を支給しないことができるときは、次に掲げるときとする。

(1) 犯罪行為が行われた時において、被害者又は条例第10条第2号の第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

エ 同居の親族

(2) 犯罪行為による被害について、被害者等に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 被害者等に次のいずれかに該当する事由があるとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

ウ 暴力団員等（鎌ヶ谷市暴力団排除条例（平成24年鎌ヶ谷市条例第2号。以下この号において「暴力団条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴力団条例第2条第

1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

(傷害見舞金の支給の申請)

第4条 条例第15条第1項の規定により傷害見舞金の支給の申請をしようとする者は、鎌ヶ谷市傷害見舞金支給申請書(別記第1号様式)及び犯罪被害申告書(別記第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

- (1) 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- (2) 傷害見舞金申請者本人であることを確認することができる書類
- (3) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(遺族見舞金の支給の申請)

第5条 条例第15条第1項の規定により遺族見舞金の支給の申請をしようとする者は、鎌ヶ谷市遺族見舞金支給申請書(別記第3号様式)及び犯罪被害申告書(別記第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類
- (3) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類
- (4) 申請を行う者の氏名及び生年月日並びに被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (5) 申請を行う者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
- (6) 申請を行う者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- (7) 申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

- (8) その他市長が必要と認める書類
(見舞金の審査結果決定通知)

第6条 市長は、条例第16条の規定により、見舞金の支給の適否を決定したときは、鎌ヶ谷市見舞金審査結果決定通知書（別記第4号様式）により、その内容を申請者に通知しなければならない。

- (転居費用の助成の申請)

第7条 条例第20条において準用する条例第15条第1項の規定により転居費用の助成の申請をしようとする者は、鎌ヶ谷市転居費用助成申請書（別記第5号様式）及び犯罪被害申告書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

- (1) 転居費用を支払ったことを証明する書類
(2) その他市長が必要と認める書類
(準用)

第8条 第6条の規定は、条例第20条において準用する条例第15条第1項の規定による申請があったときについて準用する。この場合において、第6条中「鎌ヶ谷市見舞金審査結果決定通知書（別記第4号様式）」とあるのは「鎌ヶ谷市転居費用審査結果決定通知書（別記第6号様式）」と読み替えるものとする。

- (照会)

第9条 市長は、犯罪行為による被害に関する事項について、警察その他の関係機関に照会することができる。

- (補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第4条関係）

鎌ヶ谷市傷害見舞金支給申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

鎌ヶ谷市犯罪被害者等支援条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり見舞金の支給を申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり

2 負傷の状態

負傷の状態について、次の支給要件に該当します。

全治1月以上3月未満

全治3月以上

負傷の状態は次のとおりです。

--

- 3 過去に条例に基づく見舞金の支給を受けた場合は、その見舞金の種類
 傷害見舞金 遺族見舞金

4 見舞金の返還

見舞金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、条例第17条の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還します。

- はい いいえ

5 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名		支店名	
口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

6 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	年 月 日
代理人住所			
代理人電話番号			

添付書類

共通

<input type="checkbox"/>	犯罪被害申告書（別記第2号様式）
<input type="checkbox"/>	被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
<input type="checkbox"/>	傷害見舞金申請者本人であることを確認することができる書類
<input type="checkbox"/>	犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類

該当する場合に提出

<input type="checkbox"/>	代理人が申請を行う場合 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、 任意代理人の場合は委任状）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条、第5条及び第7条関係）

犯罪被害申告書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

(申告者)

住 所

氏 名

1 被害の概要

ふりがな		
被害者の氏名		
被害者の生年月日	年 月 日	
被害者の住所		
被害の発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
被害の発生を知った日	年 月 日	
被害発生場所		
犯罪被害にかかる罪名 (判明している場合)		
犯罪被害の概要		
取扱警察署及び被害届 受理番号等	都道府県名	
	警察署名	
	受理日	年 月 日
	受理番号	

2 支給除外事由の確認

下記のとおり、支給除外事由に該当しないことを全て確認しました。

- 1 犯罪行為が行われた時において、被害者等と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がない。
 - (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 - (2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 - (3) 3親等内の親族
 - (4) 同居の親族
- 2 犯罪行為による被害について、被害者等に次のいずれかに該当する行為がない。
 - (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
 - (2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - (3) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- 3 被害者等に次のいずれかに該当する事由がない。
 - (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - (2) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
 - (3) 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

※傷害見舞金の場合は、被害者本人のみ

3 情報提供の同意

見舞金の支給及び転居費用の助成に必要な警察その他の関係機関が保有する犯罪行為による被害に関する事項について、鎌ヶ谷市が照会し、提供を受けることへの同意

- 同意します 同意しません

第3号様式（第5条関係）

鎌ヶ谷市遺族見舞金支給申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

鎌ヶ谷市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり見舞金の支給を申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり

2 申請者と被害者との続柄

配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

3 過去に条例に基づく見舞金の支給を受けた場合は、その見舞金の種類

傷害見舞金 遺族見舞金

4 見舞金の返還

見舞金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、条例第17条の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還します。

はい いいえ

5 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名		支店名	
口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

6 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	年 月 日
代理人住所			
代理人電話番号			

添付書類

共通

<input type="checkbox"/>	犯罪被害申告書（別記第2号様式）
<input type="checkbox"/>	被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
<input type="checkbox"/>	遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類
<input type="checkbox"/>	申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類
<input type="checkbox"/>	申請を行う者の氏名及び生年月日並びに被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

該当する場合に提出

<input type="checkbox"/>	申請者が被害者と事実婚の関係である場合 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
<input type="checkbox"/>	申請者が被害者の配偶者以外である場合 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
<input type="checkbox"/>	申請者が被害者の配偶者以外で、生計維持遺族である場合 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
<input type="checkbox"/>	代理人が申請を行う場合 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第6条関係）

鎌ケ谷市見舞金審査結果決定通知書

第 号
年 月 日

様

鎌ケ谷市長

印

年 月 日付けで申請のありました傷害見舞金・遺族見舞金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します。

見舞金の額 円

2 支給できません。
(理由)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鎌ケ谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鎌ケ谷市を被告として（訴訟において鎌ケ谷市を代表する者は鎌ケ谷市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

6 申請理由及び内訳書

申請内容	
転居が必要な事情	<input type="checkbox"/> 自宅が被害を受けた場所になったため <input type="checkbox"/> 自宅付近が被害を受けた場所になったため <input type="checkbox"/> その他 ()
転居前	住所 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
転居後	住所 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 () 契約名義人
被害者と申請者の転居前の同居の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
実施日	年 月 日
事業者名	
内容	<input type="checkbox"/> 運送 <input type="checkbox"/> 梱包 <input type="checkbox"/> 荷解き <input type="checkbox"/> 付帯サービス <input type="checkbox"/> 保険料 <input type="checkbox"/> その他 ()
支払金額	円
助成申請額	円 (上限50,000円)

添付書類

共通

<input type="checkbox"/>	犯罪被害申告書（別記第2号様式）
<input type="checkbox"/>	転居費用を支払ったことを証明する書類

該当する場合に提出

<input type="checkbox"/>	代理人が申請を行う場合
	代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第8条関係）

鎌ヶ谷市転居費用審査結果決定通知書

第 号
年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

印

年 月 日付けで申請のありました転居費用の助成については、
次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 支給します。

転居費用の額 円

- 2 支給できません。
(理由)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鎌ヶ谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鎌ヶ谷市を被告として（訴訟において鎌ヶ谷市を代表する者は鎌ヶ谷市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。